

## 第4章 SDGs との関係性

### 1 SDGs の目標と主な取組等との関連

SDGs を達成するためには、経済や社会の基盤となる環境の保全が必要不可欠です。本計画では、生活、自然、歴史的及び文化的、地球環境といったあらゆる環境分野に取り組むことでSDGs 達成に貢献していきます。本項では、SDGs の17の目標（ゴール）と、目標達成に貢献する本計画の取組等との関連性を整理しています。

SDGs の17の目標	目標達成に貢献する本計画の主な取組等
 <p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	—
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減</li> <li>・温暖化等の気候変動に対応した品種、生産技術、資材などの普及推進</li> <li>・ノリの養殖について海域環境のデータ解析や養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動に対応</li> </ul>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水質、土壌汚染への対策</li> <li>・有害化学汚染物質の汚染防止</li> <li>・環境衛生における調査研究の充実</li> </ul>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信</li> <li>・ESD の推進</li> </ul>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	—
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の量と質の保全</li> <li>・河川や水路の水質保全</li> <li>・生物多様性の保全</li> <li>・環境影響評価の推進</li> </ul>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの利用促進</li> <li>・省エネルギーの推進</li> </ul>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b> すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入、環境に配慮した住宅の普及、持続可能なインフラの整備と維持管理、食品ロスの削減による資源効率の改善</li> </ul>

SDGs の 17 の目標	目標達成に貢献する本計画の主な取組等
 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立・分散型エネルギーシステムの普及拡大</li> </ul>
 <p>人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>	<p>—</p>
 <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気の保全</li> <li>・歴史的・文化的環境の保全</li> <li>・廃棄物の適正処理</li> <li>・気候変動による影響への適応</li> <li>・環境影響評価の推進</li> </ul>
 <p>つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制</li> <li>・資源の循環的な利用</li> <li>・環境影響評価の推進</li> </ul>
 <p>気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進</li> <li>・気候変動による影響への適応</li> </ul>
 <p>海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋の汚染防止</li> <li>・生物多様性の保全</li> <li>・環境影響評価の推進</li> </ul>
 <p>陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の保全と創出</li> <li>・生物多様性の保全</li> <li>・環境影響評価の推進</li> </ul>
 <p>平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>	<p>—</p>
 <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等の参画・協働</li> <li>・国等との連携</li> <li>・国際協力の推進</li> </ul>

## 2 SDGs のターゲットと取組との関連

SDGs の 17 の目標（ゴール）と、本計画の取組等との関連性は、前述のとおりですが、本項では、SDGs の 17 の目標（ゴール）の下位に位置する 169 のターゲットと本計画の取組との関係性をまとめています。

ターゲット （【注】該当があるターゲットのみ記載）	基本方針						
	1	2	3	4	5	6	7
 <b>ゴール 1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	該当なし						
 <b>ゴール 2 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。						
2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。				4-1-2		6-1-4	
2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。				4-1-1			
 <b>ゴール 3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。						
3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	1-3-3						
	1-1-1 1-1-3 1-1-4	2-1-2 2-1-3			5-3-2	6-1-1 6-1-2 6-1-3	7-1-1 7-1-2
 <b>ゴール 4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。						
	1-2-2 1-3-4		3-1-1 3-2-1	4-2-1			7-2-1 7-2-2
 <b>ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	該当なし						

ターゲット （【注】該当があるターゲットのみ記載）		基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
 <b>ゴール6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する								
6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。		2-1-1 2-1-2 2-2-1				6-1-4	
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	1-2-1 1-3-4	2-1-3				6-2-1	
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	1-1-3 1-2-1 1-3-4	2-1-2 2-1-3			5-1-3 5-2-3	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。		2-1-1 2-2-1					7-1-1 7-1-2
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	1-2-1 1-3-4			4-1-1 4-2-1			
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。		重点施策					
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。		2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-2-1					
 <b>ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する								
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。					5-2-2 5-3-2	6-1-1	
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。					5-2-2 5-3-2	6-1-1	7-1-2
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。					5-2-2 5-3-2	6-1-1	
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。						6-1-1	7-1-2

第4章 SDGs との関係性

ターゲット 〔注〕該当があるターゲットのみ記載	基本方針						
	1	2	3	4	5	6	7
 <b>ゴール 8 働きがいも経済成長も</b> すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する							
2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	1-3-3 1-3-4 1-3-5		3-1-1	4-1-2	5-1-1		7-1-2 7-2-1 7-2-2
2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。			3-1-1				
 <b>ゴール 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る							
全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	1-3-3 1-3-5				5-3-2	6-1-4	7-1-1 7-1-2
2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。				4-1-2	5-3-2	6-1-1	7-1-2
 <b>ゴール 10 人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の格差を是正する							
該当なし							
 <b>ゴール 11 住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする							
2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5				5-3-1		7-1-2
2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	1-3-1 1-3-3					6-1-3	
2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	1-3-1 1-3-3 1-3-5						
世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	1-2-1 1-3-4	2-2-1	3-1-1 3-2-1				7-1-1 7-1-2
2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	1-3-2 1-3-5			4-2-1		6-1-1 6-1-4	7-1-2

ターゲット 〔注〕該当があるターゲットのみ記載	基本方針						
	1	2	3	4	5	6	7
11.6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	1-1-1	2-1-2 2-1-3 2-2-2		4-2-1	5-1-3 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	1-3-4 1-3-5	2-2-2					7-1-2
11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	1-3-1						
11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	1-3-2					6-1-4	7-1-2
<b>12</b> つくる責任 つかう責任  <b>ゴール12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する							
12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。		2-2-1			5-1-1		7-1-1 7-1-2
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。					5-1-2		
12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	1-1-1	2-1-2 2-1-3 2-2-2		4-2-1	5-1-3 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。					5-1-1 5-1-2 5-2-1 5-2-3	6-2-3	7-1-1 7-1-2
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。					5-1-3 5-2-3	6-2-3	7-1-2
12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。							7-2-1 7-2-2
<b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を  <b>ゴール13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る							
13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	1-3-2 1-3-5			4-2-1	5-3-2	6-1-4	7-1-2
13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	1-3-2			4-2-1		6-1-4	
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	1-3-2			4-2-1		6-1-4	7-1-1 7-1-2 7-2-1 7-2-2

第4章 SDGs との関係性

ターゲット 〔注〕該当があるターゲットのみ記載		基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
	<b>ゴール 14 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する							
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	1-2-1 1-3-4	2-1-3			5-1-3 5-2-3	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	1-2-1 1-3-4	2-1-3		4-1-1 4-1-2			
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。				4-1-2			
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。				4-1-2			
	<b>ゴール 15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る							
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	1-2-1	2-1-1 2-2-1		4-1-1			7-1-1 7-1-2
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	1-2-1	2-1-1 2-2-1					7-1-1 7-1-2
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に実施を行う。	1-2-1	2-1-1 2-2-1		4-1-1			
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。				4-1-1			7-1-1 7-1-2
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。				4-1-1			
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。				4-1-1 4-1-2 4-2-1			
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。				4-1-1 4-1-2 4-2-1			

ターゲット （【注】該当があるターゲットのみ記載）		基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
15. b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。		2-1-1 2-2-1					
 ゴール 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する								
該当なし								
 ゴール 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化								
17. 14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	1-1-1 1-1-2 1-1-3 1-1-4 1-2-1 1-2-2 1-2-3 1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5	2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-2-1 2-2-2	3-1-1 3-2-1	4-1-1 4-1-2 4-2-1	5-1-1 5-1-2 5-1-3 5-2-1 5-2-2 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2 7-2-1 7-2-2 7-3-1 7-3-2 7-3-3
17. 16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。							7-3-3
17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	1-1-1 1-1-2 1-1-3 1-1-4 1-2-1 1-2-2 1-2-3 1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5	2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-2-1 2-2-2	3-1-1 3-2-1	4-1-1 4-1-2 4-2-1	5-1-1 5-1-2 5-1-3 5-2-1 5-2-2 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-1-4 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2 7-2-1 7-2-2 7-3-1 7-3-2 7-3-3